

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第40号 平成27年度月形町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第41号 平成27年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第42号 月形町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第43号 月形町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第44号 月形町特定個人情報保護条例の制定について
- 議案第45号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 月形町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 月形町認定こども園条例の制定について
- 議案第48号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 議案第50号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第51号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 同意案第2号 月形町教育委員会委員の任命について
- 同意案第3号 月形町公平委員会委員の選任について
- 同意案第4号 月形町公平委員会委員の選任について
- 同意案第5号 月形町公平委員会委員の選任について
- 報告第7号 平成26年度月形町の財政健全化判断比率等の報告について
- 報告第8号 平成26年度月形町教育行政事務の管理及び執行状況点検及び評価に関する報告について
- 認定第1号 平成26年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成26年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成26年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成26年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成26年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成26年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定について

○ 議長 堀 広一 ただ今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、平成27年第3回月形町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分開会)

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分開議)

議事日程第1号はお手元に配布のとおりであります。(別紙のとおり)

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- 議長 堀 広一 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

平 田 文 義 君

我 妻 耕 君

の両君を指名いたします。

◎ 日程2番 会期の決定

- 議長 堀 広一 日程2番 会期の決定を議題といたします。

先に議会運営委員会委員長から9月1日開催の議会運営委員会での本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。

- 議長 堀 広一 議会運営委員会委員長 楠 順一君、報告願います。

- 議会運営委員会委員長 楠 順一 議長の許可をいただきましたので、第3回定例会の運営について、去る9月1日に開催致しました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

本定例会に付議され提案されている案件は、町長の提案にかかるものとして、一般会計補正予算他12件、同意案4件、報告1件、教育委員会にかかる報告1件、認定6件であり、議会としては、意見案及び会議案の2件が予定されております。

また、付議された議案中、平成26年度各会計決算認定6件は一括提案とし、議長と議会選出の監査委員を除く全議員による決算特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査とすることにいたしました。

一般質問については、通告期限までに5名の議員から通告があり、9日に行うことにいたしました。

以上のことから、本定例会の会期については、決算特別委員会の審査期間を考慮して、本日8日から9月15日までの8日間としたところであります。

最後に本定例会における議員の質疑及び町側の答弁については、簡潔明瞭にされ、議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

- 議長 堀 広一 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただ今議会運営委員会委員長から

報告の通り、本日8日から15日までの8日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって会期については、本日8日から15日までの8日間とすることに決定いたしました。

◎ 日程3番 諸般の報告

- 議長 堀 広一 日程3番 諸般の報告を行います。議長会務報告・例月出納検査結果報告については、お手元に配布のとおりでありますのでご覧ください。

- 議長 堀 広一 以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

◎ 日程4番 行政報告

- 議長 堀 広一 日程4番 行政報告を行います。行政報告はお手元に配布のとおりでありますのでご覧ください。

- 議長 堀 広一 以上で行政報告を終わらせていただきます。

◎ 日程5番 議案第40号 平成27年度月形町一般会計補正予算（第2号）

- 議長 堀 広一 日程5番 議案第40号 平成27年度月形町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

議案書12ページ、2歳入です。13款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金805万1,000円の補正増について、3節の内容のとおりです。社会保障、税番号制度システム整備に伴う住基等の整備費補助金及び個人番号カード交付事業費補助金です。14款 道支出金 2項 道補助金 4目 農林水産業費道補助金159万7,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。説明欄、日本型直接支払事業補助金として中山間地域等直接支払交付金事業に伴う補助金です。18款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金1,160万1,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。繰越金を今回の補正により1,250万1,000円としたところです。前年度からの繰越金が8,970万7,000円発生している中で、財源留保として7,720万6,000円となっているところでございます。

3歳出です。2款 総務費 3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費805万8,000円の補正増について、7節、13節の内容の

とおりです。住民基本台帳事務経費として通知カード・個人番号カード発行のための業務と交付事務に伴う事務員1名を補正増とするものです。社会保障・税番号制度システムに対応するための業務分、住民記録システム改修業務、団体内統合宛名システム導入業務分の補正増です。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費534万5,000円の補正増について、23節、25節の内容のとおりです。地域福祉事業の地域福祉基金積立金については、町民からの寄附に伴う積立金です。障害者自立支援等給付事業、臨時福祉給付金給付事業については、平成26年度分精算に伴う返納金です。2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費10万3,000円の補正増について、23節の内容のとおりです。これについても平成26年度分精算に伴う返納金です。4款 衛生費 2項 清掃費 2目 塵芥処理費43万1,000円の補正増について、13節の内容のとおりです。資源ごみの増加に伴い、リサイクル品選別作業業務を補正増とするものです。6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業振興費193万3,000円の補正増について、19節の内容のとおりです。上段の中山間地域等直接支払交付金事業については、対象となる農用地面積の確定に伴い、補正増とするものです。8款 土木費 2項 道路橋梁費 1目 道路維持費229万円の補正増について、15節の内容のとおりです。町道昭栄新栄線の篠津運河に架かっている北17号橋両端部の照明灯2基の改修工事分を補正増とするものです。3項 河川費 1目 河川総務費195万5,000円の補正増について、15節の内容のとおりです。今回、ニイミ川護岸補修工事ということで、工事延長18m、工事内容として接続ブロック付設替え、二重埠頭河工新設による補修分を補正増とするものです。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 何点かお伺いしたいと思います。最初に議案書21ページ、総務費、徴税費、賦課徴収費、説明欄に町税等過誤納還付金とありますが、内容について説明願います。
- 議長 堀 広一 住民課長
- 住民課長 清水 英俊 徴税費、賦課徴収費、町税等過誤納還付金の内容については、固定資産税償却資産の修正申告による還付、法人町民税の予定申告が確定申告を上回ったことによる還付、その他所得税確定申告修正申告等により過年度分の還付金が発生しております。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。議案書25ページ、衛生費について、資源ごみが増えて今回選別作業業務が増えたことによるということですが、今

回の補正で業務が今までの予定より、日数、時間とどんな計算なのか知りませんが、増やした分の業務内容について、お伺いします。

- 議長 堀 広一 住民課長
- 住民課長 清水 英俊 増えた分の業務内容、資源ごみの状況について説明しますと、4月から8月まで資源ごみのプラスチック製容器包装が前年当月比較1.5倍以上で推移して回収量が増加しており、今後もこの推移は続く見込みで推察しております。それに基づき選別作業の中身を申し上げますと、これまで月・火・木・金と週4日体制4時間で福祉施設にお願いして選別作業を行っておりますが、量が1.5倍以上になったため今後については、水曜日を増やして週5日体制合わせて第2週、第4週の土曜日も作業していただくということで、それに伴う日数増を今回補正させていただくということです。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 週5日体制、第2、第4土曜日という説明でしたが、時間は4時間で変わらないのか。現に4月からプラの量は増えているけれども、これを補正したのは4月からこの体制でやっているのか。いつからこの体制でやっているのか。この補正が年度末までの額になっているのか、確認させていただきます。
- 議長 堀 広一 住民課長
- 住民課長 清水 英俊 ご存じのとおり、本年4月からごみの分別方法等が変更になっています。資源ごみもある程度予想していたのですが、4月に入ってからごみの量が相当増えていますので、実際はこれまで福祉施設にお願いしている分も処理できなかつたということで、予算を先に見させていただき対応させていただいております。先ほど説明したとおり、週4日体制から週5日体制、第2、第4土曜日ということで、今後もこの体制で進めさせていただきたいということで、今回補正させていただきます。それから1日の作業時間4時間は変更ありません。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。議案書31ページ、河川費、ニイミ川護岸補修工事は、記憶が定かなくて申し訳ないけれども、何度か工事をされていると思いますが、ニイミ川護岸補修工事の全体像を知りたいのです。
- 議長 堀 広一 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 ニイミ川上流から下流まで、昨年やった工事箇所は札比内農免農道石森さんの田んぼになるのですが、そこについては、何度か岸崩落しており、今回行う箇所は全く別な箇所でもっと上流、下山さんの住宅先ということで、その落差講のあたりということで、場所が全く別ということです。それぞれ片面施工場所もあり上流は全く施工されていない場所もあり、

施工率については、この川だけで何%ということは出しづらい状況ということ  
です。

- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今説明を受けたので、分かりました。今までと違う  
場所で、今回は上流という説明があったので、施工率は気にしなくていいので  
すが、今後ニイミ川は色々な箇所の改修として、軟弱地盤、壊れかけていると  
いう状況については、いかがでしょうか。
- 議長 堀 広一 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 ニイミ川ばかりではなく管理河川が色々な原因で  
崩落、過少の流れなどがありますが、その都度対応して行かなければなら  
ないと考えており、今回は道路崩落の恐れがあるということで、法面の改修をさ  
せていただくということです。一つずつ捉えるのは難しいと考えております。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。議案書29ページ、商工費、商工業  
振興費、消費生活対策事業、消耗品費ということで、今、消費生活対策とい  
うことでパンフレット作製などをやっていますが、この消耗品費はどのような  
のでしょうか。
- 議長 堀 広一 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 一昨年にこの対策事業で道から補助金をいただき  
冊子を印刷したのはご記憶かと思いますが、今回も道から予算が付きそれに伴  
いパンフレットを購入して全戸配布する予定です。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今の答弁でパンフレットを購入するということで、  
前回作った物を増刷するということではなく、新しい消費生活対策に関連する  
パンフレットが道で作られて、それを購入して全戸配布するための費用と考  
えてよろしいでしょうか。
- 議長 堀 広一 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 そのとおりでございます。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。
  
- 議長 堀 広一 平田文義君
- 議員 平田 文義 ただ今の質問と関連するのですが、ニイミ川はどこが  
管理しているのか。
- 議長 堀 広一 産業課長

- 産業課長 古谷 秀樹 町の管理河川です。
- 議長 堀 広一 平田文義君
- 議員 平田 文義 町の管理河川だから何が起きても単費になるということですか。
- 議長 堀 広一 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 大規模災害復旧ということであれば国の予算もいただけたと思いますが、これは軽微な復旧ということなのであくまでも単費ということですか。
- 議長 堀 広一 平田文義君
- 議員 平田 文義 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
- 次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。
- お諮りいたします。議案第40号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程6番 議案第41号 平成27年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長 堀 広一 日程6番 議案第41号 平成27年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。
- 提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。
- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
- 次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。
- お諮りいたします。議案第41号は、原案のとおり可決することにした

と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程7番 議案第42号 月形町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程7番 議案第42号 月形町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨を申し上げますと、実施機関の定義から月形町土地開発公社を削る改正及び文言整理を行うものです。改正内容については、第2条第1号中の実施機関の定義から月形町土地開発公社を削るもので、第14条第2項は文言整理でございます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第42号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 議案第43号 月形町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程8番 議案第43号 月形町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明



改正の要旨を申し上げますと、平成25年5月31日に公布された行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、平成27年10月5日に施行となり、順次、マイナンバー（個人番号）が通知されることとなっております。このマイナンバーは様々な行政手続きで利用される重要な番号であり、マイナンバーを含む個人情報の適正な運用を講ずるため、次の議案にある月形町特定個人情報保護条例との整合性を図るため、本条例の改正を行うものでございます。また、これと併せて実施機関の定義から月形町土地開発公社を削る改正、また、文言整理を行うものでございます。改正内容については、最初に目次ですが、第24条の2から第24条の5までに利用停止請求の関係規定を加えることに伴い、第2節の説明を改正し、節の範囲を第24条の5までとするものでございます。第1条の目的では、「開示及び訂正を請求する権利」を「開示、訂正及び利用停止等を請求する権利」に改めるものでございます。第2条の定義では、第2号の実施機関の定義から月形町土地開発公社を削るものでございます。第9条の電子計算機処理の規制では、オンライン結合による個人情報の提供の例外をただし書きに整理するもので、法令等の規定に基づくとき、又は月形町情報公開・個人情報保護審査会の意見を聞く規定を追加するものでございます。第2章第2節は、第24条の2から第24条の5までに利用停止請求の関係規定を加えることに伴い、第2節の説明を改正するものでございます。第20条については、文言整理で第24条の2は、月形町特定個人情報保護条例との整合性を図るため、自己に関する個人情報の利用停止の請求の規定を追加するもので、第7条の収集の制限、第8条第1号の利用及び提供の制限に違反して利用されるとき、又は第10条第3号の不用となった情報記録の欠き等に違反して保有されているときは、当該個人情報の利用の停止又は消去を請求することができるとし、又、第8条第1号の利用及び提供の制限、又は第9条の電子計算機処理の規制に違反して提供されているときは、当該個人情報の提供の停止を請求することができることを規定するものでございます。54ページ、第24条の3ですが、第24条の2で利用停止請求があった際の手続きについて規定するものでございます。また、第24条の4は、利用停止請求があったときは、必要な調査を行い、理由があると認めるときは、必要限度で利用停止、消去、又は提供の停止をしなければならないことを規定するものでございます。55ページ、第24条の5は、実施機関が利用停止請求書を受理したときの決定等の手続きについて規定するものでございます。第33条の他の制度との調整では、この条例を適用しない個人情報に特定個人情報を追加するものでございます。附則として、この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定及び第20条第2項の改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 議案書53ページ、第9条中、次のただし書きを加えるということで「審議会の意見を聞いた上で、」と書かれていますが、審査会のメンバーについては、個人情報保護条例第7条2項の6に書かれていて、その先に月形町情報公開・個人情報保護審査会条例、第4条に審査会のメンバーについて「審査会は、委員5名以内をもって組織する。委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。」となっていますが、今、5人の委員のメンバーはどのようになっているのでしょうか。
  
- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。 (午前10時33分休憩)
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
(午前10時45分再開)
  
- 議長 堀 広一 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 審査会のメンバーについては、規定に基づき委員5名以内ということです。当町では町長が3名を委任している状況です。なお、委任されている方については、上坂隆一氏、平吹達也氏、桑原惣一氏に委任しております。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 月形町情報公開・個人情報保護審査会条例、第4条の3「委員の任期は2年とし、」と書かれていますが、この方たちの任期はどのようになっているのでしょうか。
- 議長 堀 広一 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 任期については、平成26年4月1日から平成28年3月31日までとなっています。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。  
次に討論を行います。討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)
- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第43号は、原案のとおり可決することにした  
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり  
可決することに決定いたしました。

◎ 日程9番 議案第44号 月形町特定個人情報保護条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程9番 議案第44号 月形町特定個人情報保護条  
例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

制定の要旨を申し上げますと、先ほどの議案でも説明申し上げましたが、平成25年5月31日に公布された行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）が、平成27年10月5日に施行となり、順次、マイナンバー（個人番号）が通知されることになっております。このマイナンバーは様々な行政手続きで利用される重要な番号であり、マイナンバーを含む個人情報の適正な取り扱いの確保等のため必要な措置を講ずることが、冒頭申し上げました法律の第31条で義務付けられており、同条の規定に基づき必要な措置を講ずるため、本条例を制定するものでございます。また、本条例の制定に伴い、月形町情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務事項に特定個人情報に関する事項の追加が必要となるため、本条例の附則で月形町情報公開・個人情報保護審査会条例の改正も併せて行うものでございます。

内容について目次により説明する。

附則として、この条例は、番号利用法の施行日、平成27年10月5日から施行する。次に月形町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正でござ  
います。月形町特定個人情報保護条例の制定に伴い、月形町情報公開・個人情  
報保護審査会の所掌事項等に特定個人情報に関する事項の追加が必要となる  
ため、本条例の附則で月形町情報公開・個人情報保護審査会条例の改正を行う  
ものでございます。第1条は、個人情報保護制度に特定個人情報の保護を含め  
る定義を追加するものでございます。第2条は、特定個人情報保護条例の定義、  
実施機関の定義に特定個人情報保護条例をそれぞれ追加するものでございま  
す。また、第3条は、審査会の所掌事項に特定個人情報保護条例に規定する不  
服申立てに関すること。実施機関が諮問する事項に関することを、特定個人情  
報保護条例の規定を追加するものでございます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今回、特定個人情報保護条例を制定するわけですが、町では個人情報保護に関する周知を今後どのような方法で行っていくのでしょうか。
- 議長 堀 広一 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 今回、認めていただいた後には、これらをホームページ、IP等、紙媒体を利用して分かり易く住民に周知して行きたいと思っています。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今、ホームページ、IP等ということで、マイナンバー法ができてからもあまり周知が進んでいないということで新聞等でも話題になっていると思います。そこで身近な自治体としては、制度ができて以前からやると言っているにも拘わらず現実的に触れる機会もなかったのが、今、ホームページ、IP等でということですが、特殊業者などには説明会などやり方があると思いますが、そこは検討されるのでしょうか。これが応用されて使えるようになるし最終的に不服申立て、訂正など実質的な町民が直接係わることも出てくるかと思しますので、具体的なことがあればお願いしたいと思います。
- 議長 堀 広一 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 マイナンバー制度については、広報等により周知されていますので、このような内容方針で保護条例関係もやはり周知して行かなければならないと思っております。ただ今宮下議員の言われたことをご意見として今後参照してまいりたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第44号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり

可決することに決定いたしました。

◎ 日程10番 議案第45号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○ 議長 堀 広一 日程10番 議案第45号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 堀 広一 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨を申し上げますと、平成30年3月に管理職職員6人が定年退職予定となっているため、これに備え新規採用の平準化を図るため町長部局の職員定数を改正するものでございます。改正の内容については、第1条は、本条例の職員定数を規定している第2条第1号中の町長部局の職員定数を「58人」から「62人」に改正するもので、第2条は、本条例の第2条第1号中の町長部局の職員定数を「62人」から「58人」に改正するものでございます。附則として、第1条の規定は、平成28年4月1日から、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

○ 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

○ 議長 堀 広一 楠 順一君

○ 議員 楠 順一 今の説明で基本的に理解できたのですが、一つは、平準化というのは、人員配置の平準化ということもあると思いますが、ある時期に片寄って同世代の人が職員として採用になったことから一度に6人退職ということになったと思いますが、世代間の平準化をもう少し計画的に人事採用や人員配置で検討する必要があるのではないかと思います。その点についてお伺いします。もう1点は、再雇用の問題があると思います。60歳定年ですが再雇用制度ができて定年延長ということではないですが、再雇用が規定されて民間ではかなり進んでいますが、行政においても再雇用が必要になってくると思います。それは定数には入りませんが、再雇用で行政事務をやっていくマンパワーとして活用できると思うので、それとの関係はどのように考えているのか、以上2点についてお伺いします。

○ 議長 堀 広一 副町長

○ 副町長 三浦 淳 最初の質問ですが、年代別の平準化ということも確かに重要ですが、本町としてはいわゆる小泉改革時はずっと不補充でやってきて、ここ何年間に渡り職員を採用するようになってきたわけですが、年代ごと

に平準化していくことは難しいかと思えます。今回は先ほど説明したとおり平成29年度まで6人ということですから、一度に6人となると難しい面があるため、事前に例えば2人ずつ4人までということに6人としたのですが、6人が退職したら2人採用というかたちで1年ごと空くので、採用する年代にもよりますが、これは分からないということです。そんなことから今回、平準化ということをお願いしたところでございます。次に再雇用についてですが、再雇用は民主党政権時に定年延長制法案がありましたが、結局法案は取り下げ、その後自民政権になり再任用制度の義務化を法制しようとしたのですが廃案になっております。今総務副大臣から年金が2年に一つずつ繰り上がって報酬比例分が当たらないという問題もあり、なるべく再任用するよという文書はきております。私ども平成13年度から再任用の条例はありますので、再任用を来年度から初めてですが採用して行きたいと考えておりますが、再任用も週5日勤務になると定数に入ってしまう関係もあり、週4日程度の短時間勤務ということで、定数に含めないかたちで再任用して行きたいと考えております。

○ 議長 堀 広一 楠 順一君

○ 議員 楠 順一 今の答弁で大体理解できたのですが、今回6人が一度に退職ということで定数の見直しをして、1年で6人採用ということにはならないと思えますので、それを年次別に計画的に採用していくことは正しい判断だと思います。今、言われた再任用についても検討されているということで、来年度から本格的に実施ということですが、以前から感じていたことは、うちの町の場合、人事計画というのが見えないということで、少し言い方が悪いかもしれませんが、その場の必要で採用してきたところがある気がするのですが、そこをもう少し計画的な人事政策として、今回の場合も全て新規採用する必要があるのかということで、一部については中途採用で年代的に薄い部分を埋めていくことを考える必要があるのではないかと思います。民間であればそういうことも検討すると思うので、その検討の余地があるかどうか。それから、最初に言ったようにもう少し計画的な人事政策、採用計画が必要ではないかという気がしますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○ 議長 堀 広一 副町長

○ 副町長 三浦 淳 定数について、職員の採用も含めてですが、人事管理計画は持っていますので、その計画に則って採用しているということです。採用についてですが、一般行政職事務系については、新規採用ということで空知町村会が実施する町村共通試験で採用しております。土木・建築等技術系については、新規よりやはり実務経験を要した者がいいということで、過去にもそのようにやってきましたが、インターネット等にお知らせしても照会されない状況でございます。例えば土木職は2年かかり、せつかく2年かけて採用

した職員も昨年末に退職するというので、今年4月1日から採用しました。建築についても、今1人求めています。隣の市でも建築について2年かかっている状況で、やはり中核規模の建設業者についても、採用が難しい時代に入ってきているということですので。事務系については、社会福祉士は免許取得者1名を採用したいということで計画上持っているということです。採用については、色々な条件があり難しいところがあるということをご理解いただきたいと思います。

○ 議長 堀 広一 楠 順一君

○ 議員 楠 順一 答弁については理解しましたので了解しますが、全体的な社会情勢を見ても雇用については、民間がかなり雇用を増やすということで人が確保できない状態があると思うので、行政として今までのようなかたちで募集して「来ないね。」ということになっていいのか。それとも民間に匹敵するような人材を確保しようと思ったら、何らかのリクルート活動のようなことも考えなければならないのではないかと。そうしなければ、せっかくの人材ですから、しかも本人の希望があればずっと月形町で仕事をしていただくということになりますので、やはり、しっかりした人材を確保する上では、何らかの努力も必要になってくると思います。

○ 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第45号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程11番 議案第46号 月形町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○ 議長 堀 広一 日程11番 議案第46号 月形町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 堀 広一 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨を申し上げますと、社会保障・税番号制度の開始により、交付される通知カード及び個人番号カードの再交付にかかる手数料の規定を加える改正をするものでございます。また、個人番号カードの交付開始に伴い、住民基本台帳カードの交付は行わなくなることから、同カードの発行手数料及び再交付手数料の規定を削る改正をするものでございます。改正の内容として、第1条 月形町手数料条例の一部を改正する条例でございます。別表4 交付手数料に（5）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードの再交付、1件500円を加えるものでございます。第2条は、第4表交付手数料（4）住民基本台帳カードの交付、再交付を（4）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付と名称を変更する改正と手数料を1件につき800円と改めさせていただくものでございます。附則として、この条例中第1条の規定は、平成27年10月5日から、第2条及び次項の規定は、平成28年1月1日から施行するものでございます。附則の2については、経過措置を規定するものでございます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 第2条にからむのですが、平成28年1月1日からマイナンバー（個人番号）カードになると思いますが、先ほど1月1日以降、住基カードは発行しないということでしたが、住基カードは使えなくなるのか。それから、第2条（4）個人番号カードについては、再交付しかないのですが、最初は全員に無償で交付されることからスタートするというので、それ以外の再交付がないということは、そのように理解していいのか、お伺いしたいと思います。
- 議長 堀 広一 住民課長
- 住民課長 清水 英俊 最初に住基カードについてですが、既に持っている住基カードは有効期限内であれば1月1日を過ぎても使用可能です。ただし、個人番号カードに変更した場合は、住基カードはその場で回収となります。それから、最初に交付される個人番号カードについては、国庫補助の対象となりますので無償ということでございます。今回、やむを得ないと認めた場合は無償となりますが、再交付については、国の補助対象とならないということで、再交付手数料をいただくこととなります。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 住基カードの取り扱いと再交付については理解しま



した。個人番号カードの最初の1枚目は無償で提供するというということでしたが、赤ちゃんが生まれたらその時に交付されることになるのか。納税番号など全てだったので、そこがよく分からなかったのです。

- 議長 堀 広一 住民課長
- 住民課長 清水 英俊 個人番号利用カードについては、10月5日以降通知カードを全国的ですが皆さん送ることになります。その後、申請した場合1月1日以降番号利用カードが交付される仕組みになっていますので、住民票を届けていただいたとき番号利用カードを申請していただければ、交付することになっております。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 個人番号利用カードは、10月5日以降、最初に住所を有している場所で発行されて、1月1日以降、発行された住所から転出しても最初に発行されたカードはどこでも使えるということですね。
  
- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。 (午前11時18分休憩)
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (午前11時19分再開)

- 議長 堀 広一 住民課長
- 住民課長 清水 英俊 個人番号利用カードには、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載され、本人の写真が表示されます。それを持っている方が転出した場合は、カードを転入先へ提出するというごさいます。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。  
次に討論を行います。討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)
- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第46号は、原案のとおり可決することにしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程12番 議案第47号 月形町認定こども園条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程12番 議案第47号 月形町認定こども園条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

制定の要旨を申し上げますと、平成28年4月1日から花の里保育園が保育所型認定こども園に移行するため、本条例を制定するものでございます。なお、この条例制定に伴い、今までの月形町保育所条例を廃止するものでございます。条例の内容としては、第1条は、豊かな心と元気な体を育み、未来に輝くつきがたの子を育成することを、教育及び保育の目標と掲げた上で、根拠法令の認定こども園を示し、認定こども園の設置を規定しております。第2条は、「子ども」、「保護者」について定義し、第3条は、認定こども園の名称を月形町認定こども園花の里こども園とし、また、その位置を月形町46番地1と規定しております。第4条は、保育等の実施で、認定こども園で行う事業として（1）保育所型認定こども園を規定する認定こども園法を引用し、定め、（2）時間延長型保育サービス事業、（3）一時的保育事業、（4）預かり保育事業、（5）子育て支援センター事業、（6）その他設置の目的を達成するために必要な事業について規定させていただいております。80ページ、第5条は、入所できる子どもの資格を規定しております。第6条は、認定こども園の入所及び退所するときの手續について規定、また、第7条は、入所に際しての制限を規定しております。第8条は、地方自治法により認定こども園の管理を指定管理者に行わせることを規定しており、81ページ、第9条は、この指定管理者が行う業務の範囲を規定し、先ほど申し上げました第4条各号に掲げた事業、また、施設設備の維持管理に関すること、その他町長が定める業務としております。第10条は、入所できる最低年齢及び認定ごとの入所年齢と定員を規定しております。第11条は、費用の徴収等について規定しており、第1項で教育標準時間認定、保育時間認定及び保育短時間認定を月形町特定教育保育施設等の利用者負担金に関する条例に定める額によることと規定し、第2項第1号で時間延長型保育サービス事業の額を別表1に、第2号で一時的保育事業の額を別表2に、第3号で預かり保育事業の額を別表3に規定しており、第3項では、一時的保育事業を利用できる子どもの区分及び利用できる日を規定しております。82ページ、第4項で臨時に保育時間が変更となった場合の費用徴収の扱いを規定し、第5項では、減免についての規定を定めております。第12条は、やむを得ない事情があると認めるときは、町長が認定こども園の業務を行えることを規定して

おります。第13条は、規則への委任でございます。附則として、この条例は平成28年4月1日から施行する。附則の2は、入所のための準備行為、附則の3は、月形町保育所条例の廃止、附則の4は、保護者から徴収する額の経過措置を規定させていただいております。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 堀 広一 大釜 登君
- 議員 大釜 登 議案書80ページ、(入所の制限)第7条がありますが、「(2)心身の異常その他により認定こども園において保育することが不適當又は困難であるとき。」ということで、(1)で町長が制限するとなっていますが、判断はあくまでも町長がするのか、それとも町長以外の誰かと相談しながら制限するのか、お伺いします。
- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 (2)「心身の異常その他により認定こども園において保育することが不適當又は困難であるとき。」については、保健所や医療機関等の関係機関の意見を聞きながら判断することになります。(3)「その他町長が不適當であると認めるとき。」についても、関係機関の意見を聞き相談しながら、最終的には町長が判断することになります。
- 議長 堀 広一 大釜 登君
- 議員 大釜 登 最終的には町長が判断するということですが、判断する前段の保健所等で協議するメンバー構成は決まっているのか。その都度やっていくのか。
  
- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。(午前11時27分休憩)
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。(午前11時28分再開)
  
- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 現在、特に組織はないのですが、ケースにより医療機関、保健師、保健所等の関係者により意見を求め判断していくことになります。
- 議長 堀 広一 大釜 登君
- 議員 大釜 登 その都度、判断していくという認識でよろしいですか。
- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 はい。
- 議長 堀 広一 大釜 登君

- 議員 大釜 登 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。
  
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今の質問も少し含むのですが、第4条に障がい児保育という文言はないのですが、今まで保育園でやっていた障がい児保育はどのようになるのでしょうか。
- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 改めてここに障がい児保育とうたっていないのですが、現状と同じように障がい児保育についても進めて行きます。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 認定こども園ではなく認可保育園条例には障がい児保育と明記されていたと記憶しているのですが、そこが間違っていたら申し訳ないですが、あえてここに障がい児保育というかたちを入れないというのは、何かあるのでしょうか。
- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 現在の保育所条例でも事業の中に特に障がい児保育とはうたっていないですが、障がい児保育につきましては、現在も行っていますし、これからも変わりなく続けて行きます。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。次に費用徴収等についてですが、幼稚園部分のおやつ代や給食費等は、条例等で規定されないのでしょうか。元々の条例では、保育料等については、他のところで規定されていると思いますが、ここには保育時間延長サービスなど料金が規定されていますが、幼稚園部分の給食費等はどこで規定されるのでしょうか。
- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 実費分の徴収については、規則でうたって行きたいと思っております。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 分かりました。もう一点、議案書82ページ、附則(経過措置)、4が理解できなかったもので、何を指すのか教えていただきたいと思えます。
  
- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。 (午前11時32分休憩)
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (午前11時34分再開)

- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 保育所条例第4条第1号から第3号までについては、現在の保育に関する利用者負担金、2号が時間延長型保育サービス、一時的保育事業ということで、そのかかる利用者負担金について4月以降も徴収、未納もあれば未納の徴収、それから一時保育については、実績で翌月請求することになっていきますので、4月以降の請求になるということを経過的に経過措置としてうたっております。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 そうすると、一時保育は3月31日までに発生した分の最後の残り分がここにかかってくるということ。保育料については、以前制定した新しい保育料そのままの規定を経過で継続するということですか。
- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 はい。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 理解できました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。
  
- 議長 堀 広一 楠 順一君
- 議員 楠 順一 認定こども園については、工事も順調に進んでいるし準備も順調に進んでいるので喜ばしいと思い、この条例についても概ね中身も適当ではないかと判断していたのですが、残念ながら議案書79ページ、第1条の表現が、まず1点、国語的に成り立たない文書ではないかということです。「この条例は、」と条例が主語になって、先ほど副町長から説明があつて目的をうたっているのですが、この一つながりの文書の最後が『月形町認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。』となっていますから、条例が設置することになってしまうのです。国語的におかしいのではないかということです。もう一点は、(設置)ということで、最初に規定されているとおり、設置について規定したところであると思いますので、まず、誰が設置するのかということを最初にうたわなければならない条文ではないかと思います。そうすると主語が当然町が設置する。「町は、」あるいは「月形町は、」あるいは「本町は」認定こども園を設置するとなるのが正しいのではないかと思います。条例の第1条が設置者の主体を規定していないことは、私自身認定こども園については、大賛成で応援したいのですが、瑕疵のある条例で最初の条文がこのようなことであるということは、問題ではないかと思いますが、いかがですか。
- 議長 堀 広一 保健福祉課長

- 保健福祉課長 平田 京子 この条例の第1条で（設置）と（目的）を併せて条文にうたっております。前段では設置目的をうたい、後段については、目的を達成するため認定こども園を設置する内容となっており、北海道内の先進地の条例などを参考にさせていただき、提案させていただきました。
- 議長 堀 広一 楠 順一君
- 議員 楠 順一 国語的に成り立たないということで、内容的には今言われたとおりに分かりますが、前段は条例の（目的）の説明で、その後主語と述語を明確して設置者をうたうのであれば理解できるのですが、これがつながっているため設置者の主語がないのです。他の町村を参考にしたということですが、それはここでは触れない方がいい。このような表現は私の見た限りではなかったのです。第1条については、「本町は」、「本市は」は設置するという、一部、最初に（目的）を使っているところもありますが、条例の説明で終わっています。ですから、これを押し通すのはちょっと無理があるのではないかという気がします。できればもう一度どのような善後策があるか分かりませんが、検討した方がいいのではないかと思います。
  
- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。 (午前 11時40分休憩)
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
(午後 1時30分再開)  
(多田農業委員会会長、齋藤教育委員長、午後 欠席)
  
- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。 (午後 1時31分休憩)
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
(午後 1時37分再開)
  
- 議長 堀 広一 審議中の議案第47号 月形町認定こども園条例の制定についてですが、提出者から条文の見直しを要するためという理由で撤回の申し出がありました。  
お諮りいたします。本件については、これを承認することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって議案第47号の撤回を承認することに決定いたしました。
- 議長 堀 広一 撤回が承認されましたので、日程12番 議案第47号 月形町認定こども園条例の制定については、ただ今の撤回許可により議事日程から削除いたします。

◎ 日程13番 議案第48号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程13番 議案第48号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨を申し上げますと、北農場団地と札比内団地にあります町営住宅それぞれ1戸の用途廃止に伴う改正でございます。改正の内容として、別表第1北農場団地の項、昭和44年度建設、コンクリートブロック造平屋建、2LDK、1戸及び札比内団地の項、昭和46年度建設、コンクリートブロック造平屋建、2LDK、1戸をそれぞれ削るものでございます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第48号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程14番 議案第49号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

- 議長 堀 広一 日程14番 議案第49号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

変更の要旨を申し上げますと、条文の文言整理及び組合の構成団体の新規加入、解散脱退することに伴い、規約の変更が必要となり、地方自治法の規定により組合組織団体の協議が必要となるため、議会の議決を求めるものでござ

います。変更の内容については、第1条では「法の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによって、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。」を「議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」に改めるものでございます。次に別表ですが、平成26年度末で解散いたしました「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」及び平成27年度末で解散します「東十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」を削り、新規に加入します「とかち広域消防事務組合」を加えるものでございます。附則としてこの規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、先ほど説明した平成27年度末で解散する4つの消防関係組合の削る部分は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第49号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程15番 議案第50号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

- 議長 堀 広一 日程15番 議案第50号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

変更の要旨を申し上げますと、組合の構成団体の新規加入、解散脱会することに伴い、規約の変更が必要となり、地方自治法の規定により組合組織団体の協議が必要となるため、議会の議決を求めるものでございます。変更の内容については、別表第1の組合を組織する地方公共団体の欄、平成26年度末で



解散いたしました「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」及び平成27年度末で解散します「東十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」を削り、新規に加入します「とちかち広域消防事務組合」を加えるものでございます。また、別表第2の1から7の項の共同処理する団体の欄、新規に加入する帯広市を除く十勝管内全ての町村16町2村を加え、平成27年度末で解散する「東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合」を削り、また、組合自体は存続しますが、消防事務が廃止されるため「池北三町行政事務組合」削るものでございます。また、同表の9の項の共同処理する団体の欄、平成26年度末で解散しました「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」及び平成27年度末で解散します「東十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」を削り、新規に加入します「とちかち広域消防事務組合」を加えるものでございます。附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の先ほど説明した平成27年度末で解散する4つの消防関係組合の削る部分と「池北三町行政事務組合」は、平成28年4月1日から施行するもので、別表第2の1から7の項の改正規定及び別表第2の9の項の平成27年度末で解散する4つの消防関係組合の削る部分も、平成28年4月1日から施行するものでございます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第50号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程16番 議案第51号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

- 議長 堀 広一 日程16番 議案第51号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

変更の要旨を申し上げますと、組合の構成団体の新規加入、解散脱会及び規約の書式変更に伴い、規約の変更が必要となり、地方自治法の規定により組合組織団体の協議が必要であるため、議会の議決を求めるものでございます。変更の内容につきましては、別表の組合を組織する地方公共団体の欄、平成26年度末で解散いたしました「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」及び平成27年度末で解散します「西十勝消防組合 北十勝消防事務組合 東十勝消防事務組合 南十勝消防事務組合」を削り、新規に加入します「とちろ広域消防事務組合」を加えるものでございます。附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、先ほど説明した平成27年度末で解散する4つの消防関係組合の削る部分は、平成28年4月1日から施行するものでございます。また、附則の2は、規約の書式変更で縦書きを横書きに、これに伴いまして数字等の書式も改めるものでございます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第51号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程17番 同意案第2号 月形町教育委員会委員の任命について

- 議長 堀 広一 日程17番 同意案第2号 月形町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 町長
- 町長 櫻庭 誠二 同意案第2号 月形町教育委員会委員の任命について、次の者を月形町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定によって、

議会の同意を求めるものであります。

記として住所、樺戸郡月形町1006番地825、氏名、齋藤隆幸氏、昭和40年2月21日生まれでございます。なお齋藤氏の前任者である廣野和男氏が2期目途中で辞任されたことにより、前任者の残任期間である平成26年7月14日から平成27年11月12日までが任期となっており、今回、再任2期目の同意をいただきましたら、平成27年11月13日から平成31年11月12日までの4年間となっております。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

○ 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し、同意案第2号については、原案のとおり同意することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### ◎ 日程18番 同意案第3号 月形町公平委員会委員の選任について

○ 議長 堀 広一 日程18番 同意案第3号 月形町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 同意案第3号 月形町公平委員会委員の選任について、次の者を月形町公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。

記として住所、樺戸郡月形町字表霞町202番地2、氏名、稲井正美氏、昭和25年4月1日生まれでございます。なお稲井氏につきましては、現在1期目であり再任2期目の同意をいただきましたら、平成27年9月26日から平成31年9月25日までの4年間となっております。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

○ 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し、同意案第3号については、原案の

とおり同意することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎ 日程 19 番 同意案第 4 号 月形町公平委員会委員の選任について

- 議長 堀 広一 日程 19 番 同意案第 4 号 月形町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 町長

- 町長 櫻庭 誠二 同意案第 4 号 月形町公平委員会委員の選任について、次の者を月形町公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。

記として住所、樺戸郡月形町字札比内 1 1 2 2 番地、氏名、山田 緑氏、昭和 34 年 1 月 5 日生まれでございます。なお山田氏につきましても稲井氏同様、現在 1 期目であり、再任 2 期目の同意をいただきましたら、平成 27 年 9 月 26 日から平成 31 年 9 月 25 日までの 4 年間となっております。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し、同意案第 4 号については、原案のとおり同意することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎ 日程 20 番 同意案第 5 号 月形町公平委員会委員の選任について

- 議長 堀 広一 日程 20 番 同意案第 5 号 月形町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 町長

- 町長 櫻庭 誠二 同意案第 5 号 月形町公平委員会委員の選任について、次の者を月形町公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法（昭和 25

年法律第261号)第9条の2第2項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。

記として住所、樺戸郡月形町字当別原野1783番地、氏名、柴田 悟氏、昭和26年3月4日生まれでございます。今回の選任にあたりましては、前任者であります大江健一氏が3期目で辞任されるということで、新しく同意をお願いするものであり、任期については先ほどのお二人と同様、平成27年9月26日から平成31年9月25日までの4年間であります。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

○ 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し、同意案第5号については、原案のとおり同意することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

○ 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎ 日程21番 報告第7号 平成26年度月形町の財政健全化判断比率等の報告について

○ 議長 堀 広一 日程21番 報告第7号 平成26年度月形町の財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 堀 広一 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

○ 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

○ 議長 堀 広一 以上で報告第7号は、報告済みといたします。

◎ 日程22番 報告第8号 平成26年度月形町教育行政事務の管理及び執行状況点検及び評価に関する報告について

○ 議長 堀 広一 日程22番 報告第8号 平成26年度月形町教育行政事務の管理及び執行状況点検及び評価に関する報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 教育長
- 教育長 松山 徹 報告書に基づき逐条的に説明する。

補足説明

報告書1ページから6ページについては、教育行政報告ということで、記載のとおりですので、読み上げを省略させていただきます。7ページからになります。

I はじめに 趣旨 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。この報告書は、同法の規定に基づき、月形町教育委員会が行った点検及び評価をまとめたものである。

II 平成26年度主な取組、点検及び評価 1 学校教育の推進 (1) 学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施について 学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施については、学習指導要領の理念である「生きる力」の育成を目指し、北海道教育庁空知教育局の指導・助言による教育課程の管理をもとに指導計画の工夫や各教科等の内容の効率的な指導が行われ、各学校の教育課程は適切に実施されている。特に、自ら考え、表現する力などを身に付けるために、習熟の程度に応じた指導や補充的な学習を取り入れた指導、チーム・ティーチング等の個に応じた指導を工夫している。(2) 学力の向上について 毎年実施している全国学力・学習状況調査については、月形町独自の取組である「学力向上対策」に基づき、短期・長期の指導や、授業の取組、家庭での支援、子ども自身が頑張ることなど、意図的・計画的な働きかけを明確にしている。また、月形町教育振興会を中核に据え教職員の実践的指導力の向上や指導方法・体制を工夫・改善し、子どもたちの基礎・基本や応用力の定着に努めている。26年度全国学力・学習状況調査では、小学校、国語の基礎・基本については、平均正答率が全道平均71.8%、全国平均72.9%、月形町は75%から80%未満に該当し、全道・全国平均を大きく上回っている。応用については、全道平均52.9%、全国平均55.5%、月形町は55%から60%未満に該当している。算数の基礎・基本については、全道平均75.8%、全国平均78.1%、月形町は75%から80%未満に該当している。応用については、全道平均55.2%、全国平均58.2%、月形町は60%から65%未満に該当し、全道・全国平均を大きく上回っている。中学校、国語の基礎・基本については、全道平均79.4%、全国平均79.4%、月形町は85%から90%未満に該当し、全道・全国平均を大きく上回っている。

応用については、全道平均49.9%、全国平均51.0%、月形町は60%から65%未満に該当し、全道・全国平均を大きく上回っている。数学の基礎・基本については、全道平均66.0%、全国平均67.4%、月形町は70%から75%未満に該当し、全道・全国平均を大きく上回っている。応用については、全道平均59.4%、全国平均59.8%、月形町は65%から70%未満に該当し、全道・全国平均を大きく上回っている。26年度の結果についてはおしなべて良好であるが、基礎・基本・応用それぞれについて各学校では課題を押さえ、改善に努めている。また、学習状況調査では、朝食を毎日食べている児童生徒の割合は小・中学校ともに全国・全道平均に比べ高いが、小学校では1日あたり1時間以上勉強する児童の割合が全道・全国平均に比べ低かったり、中学校では自分の考えを説明したり、文章に書いたりすることが難しいと思っている生徒の割合が全道・全国平均より高く表れている。(3) 心の教育について 心の教育については、道徳の時間を要として全教育活動を通じて進める道徳教育と、各種の体験活動やボランティア活動、とりわけ共生の考え方に立ち、地域にある福祉施設や社会福祉協議会の協力による疑似体験等の福祉に関する取組などを充実させており、子どもたちは落ち着いて生活し、他を思いやる心や協力する態度、善悪を判断する規範意識などが育成されている。また、教育相談の充実はもとより、いじめの未然防止や早期発見・早期解決への取組として、いじめゼロ宣言や独自アンケート、みんなの広場、人権擁護委員協議会との連携によるいじめSOSミニレターなど、各学校では全校体制での取組を進めるとともに、岩見沢警察署との連携による薬物乱用防止教室や情報モラル教室など、命を大切にする指導を実践し、生徒指導が充実するように努めている。(4) 特別支援教育について 発達障害を含め、障がいのある子どもに対応する指導方法・体制などを工夫するよう、特別支援教育の校内研修への位置付けや、特別支援コーディネーターを中心とした校内特別支援委員会を開催するとともに、月形町教育振興会による研修を通して、理解を深めている。また、町教育委員会、保健福祉課と幼稚園、保育園、学校等で構成する特別支援チーム会議を充実させ、就学指導を要する子どもについて協議、理解を深めている。さらに、北海道立特別支援教育センターや北海道教育庁空知教育局等と連携し巡回教育相談や学校訪問を通して、教職員の支援の在り方について研修を積んでいる。(5) 信頼される学校づくりについて 学校評価にかかわり、教職員による自己評価、保護者や学校評議員による学校関係者評価を実施し、その結果について学校だよりをはじめ、学校評議員会や保護者懇談会で公表している。また、月形町交通安全協会や岩見沢警察署、月形ライオンズクラブ等との連携、北海道国民健康保険団体連合会や月形町地産地消計画推進協議会の各種標語や月形町作文コンクールへの応募など、地域とのつながりを深

めている。さらに、教職員の専門性や危機管理意識を高めるために、町教育委員会主催の救命救急講習会を開催したり、北海道教育委員会や空知研修センター等が主催する研修事業・講座に参加したりするなど、力量の向上に努めている。(6) 学校教育環境の整備について 子どもたちの安全、安心に配慮した学びに向け、月形中学校の受電設備の改修工事ほか、暖房器具や窓枠等、学校設備の修繕を実施した。また、学校給食センターの厨房用備品の更新を行った。

(7) 認定こども園の設立について 町理事者と花の里保育園、大谷幼稚園の理事者からなる開設準備委員会を設け、認定こども園の設立に向け両園と連携して合同での遊びや活動に取り組んでいる。その活動からは「子どもたちが合同保育に期待を持ち、意欲的に参加する姿が印象的であった。」とか、「日常生活の場面でも両園の子どもたちのかかわり合いが生まれてきた。」という保護者の声や、年長児の保護者からは「就学前にこのような交流が持てるのはとても良いと思う。」という言葉も聞かれた。また、「制作活動を行い、集中してものをつくり上げることに取り組んだが、実体験として年少組みは友達とのつながりを感じられる活動の方が相応しい時もある。制作活動のねらいやよさもあるため、発達段階を踏まえ、年間計画の中でバランスよく取り組むことが大切である。」などの課題を確認し、今後に向けてより一層、合同での遊びや活動を充実させることが必要である。(8) 月形高校の存続について 少子化が進み、道内の高校においては入学する生徒の数が減少する中、月形高校は65名、2間口が確保できる生徒が入学した。月形町高校教育振興協議会による助成制度が周知されていることや月形高校の実績であることは学区内外を問わず広がっている。しかし、年々中学校卒業者は減少しており、高校の数や間口とのバランスから空知管内としての高校の学級減や再編整備を含め、その在り方が検討されている。今後とも、町理事者、町議会、町教育員会及び月形高校が連携を図りながら、月形高校の振興や月形高校への進学に向けた取組を進めることが大切である。

## 2 社会教育の推進

(1) 青少年教育について 様々な体験活動を通して子どもたちの創造性や協調性を育むとともに、積極的に挑戦しようとする精神の助長を目的に「子どもチャレンジ教室(スポーツ体験、創作活動、伝統文化体験)」を実施した。指導者として担当職員や町内人材を活用したことで、チャレンジ教室の開催時期や内容などについて柔軟に対応することができた。「子ども会初級リーダー研修会」については、集団での宿泊生活を初めて体験する児童が多い中、月形高校ボランティア部の生徒のサポートもあり、有意義、かつ充実した体験活動を進めることができた。今後もこうした自主事業や、国・道立施設が実施する研修事業への派遣等を活用しリーダー養成の場を拡充していきたい。「餅つき」は、月形町地域福祉ネットワーク推進協議会主催の世代間交流会で実施し、日本文化の伝承と貴重な体験をすること



ができ今後も継続していく。子どもの体力づくりを目指し、4歳から小学2年生を対象に「子ども運動教室」を新たに実施した。全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、全道の子どもたちの調査結果が全国平均を大きく下回り、一般的に運動不足の傾向にある。本町では、極端な体力・運動能力の低下は見られないが、幼少期から運動を楽しみ、体を動かす習慣を身に付けるよう努める。

(2) 成人教育について 「生涯学習講座」は、町民ニーズに応えつつ、これまでの成果を基に合計6講座を企画・実施した。平成24年度から北海道科学大学より講師を招いて実施している石鹸や入浴剤づくりは好評であり、若年層の特に女性の参加が多く、幅広い年代の参加を実感することができた。今後とも、新たな参加を求めるために講座の内容、実施方法などをさらに検討する必要がある。高齢者教育「ふれあい大学」は、57名の学生で活動しており、「深川グリーンクラブ」や「ピアノと三味線のコラボ演奏」などの音楽講座は好評だった。クラブ活動では、スポーツと文化を明確に分け、それぞれが自主的に活動内容を考え実施した結果、参加者が徐々に多くなってきた。平成27年月形町成人式は、月形町交流センター「つき・あえ〜る」で実施した。出席した28名の新成人の多くは町外に在住しており、故郷での参加を希望するため、いわば「同窓会」という雰囲気で開催している。今後とも、月形中学校卒業生以外の参加者を含め、内容を工夫しながら継続する必要がある。(3) 体育活動について 3年目となった「つきがた健康づくり・体力づくり推進事業」では、町民の健康増進や運動機会の動機づけなどを目的に体力測定や健康づくり講話、健康教室等を開催した。北翔大学の協力を得て、身体の運動機能や筋力の維持などをはじめ、介護予防に役立つ運動、またレクリエーションスポーツも新たに位置づけ、楽しみながら運動するよう工夫した。参加者個人の健康や体力づくりに対する興味・関心は高くなっているが、全体の参加人数は減少傾向にあり、事業の内容を精査する必要がある。一方では、この事業をきっかけにウォーキングや総合体育館のトレーニング室の利用など、運動による健康づくりを意識している町民が増えてきたことが実感できる。行政区対抗「ソフトボール大会」や「ミニバレーボール大会」は、参加する行政区が固定化されているが、恒例として多くの町民が楽しみにしており、また地域の人々とのつながりを深めるためにも継続する必要がある。「町民歩け歩け大会」は、天候にも恵まれ約100名の参加で事故なく終了することができた。前年度に引き続き、健康・体力づくり推進事業と連携し「ウォーキング教室」を同時開催した。指導に当たった北翔大学の先生や学生のアドバイスを受け共にコースを歩き全員が完歩した。「子ども会親睦ミニバレーボール大会」は、チーム編成が困難な単位子ども会は合同チームで参加している。子ども会員の減少は避けられないことから、単位子ども会の枠を超えて参加できるようなスポーツ大会や子ど

も会活動を検討する必要がある。昨年まで実施してきた「町民ドッチビー大会」に代わって、様々な年代が楽しめるニュースポーツ体験を主とした「つきがたニュースポーツフェスティバル」を実施し、小学生から年配の方まで幅広い年齢層が参加した。初めての行事であったが、スポーツ推進委員や町内のスポーツ団体の協力を得て、円滑に実施することができた。(4) 文化・図書活動について 「芸術鑑賞会」は、幼児、小学生、中・高生の3部に分け実施した。演劇や音楽、古典芸術など、各学校等と連携を図りニーズに応じた演目を選定している。今後も豊かな想像力や思考力、コミュニケーション能力を養う場として、文化・芸術の鑑賞及び体験の機会を確保する必要がある。多くの町民に芸術鑑賞機会を設けるため、奈井江町開催の「PMFクラシック音楽コンサート」や札幌市でのミュージカル「劇団四季・オペラ座の怪人」のバスツアーを実施した。このような芸術鑑賞機会の充実は、本町単独では限界があるため、近隣自治体と連携を図り事業の充実に努める。町教育委員会主催の音楽コンサートは、女性ブラスバンドグループ「東京ブラススタイルL I V E in つきがた」を開催した。来場者は、ここ数年で最高の210名を数えた。誰もが知っているアニメソングやロックミュージック等をブラス風アレンジし、多くの聴衆を魅了した。「町民文化祭」は、実行委員会主催により10月24日から26日の3日間、多目的研修センターで開催した。小・中学生等作品展示や芸能サークルの芸能発表会を実施し、延400名が来場した。近年は、出演者や作品展示数の減少が続いているが、文化連盟を中心に各学校や福祉団体などの協力により開催している。今後も作品出展者や関係団体の協力を得ながら実施する。「古本市」は、読書週間の読書啓発活動の一環として4月に実施した。前年に引き続き、持ち帰りの冊数の制限を設けなかったことから約600冊の本が町民に還元された。また、「おはなしじゃんけんぽん」による読み聞かせ会を同日開催し、来場した子どもたちは楽しんでた。今後も古本の有効活用を通じ、町民の読書意欲を高めていく。「読書感想文コンクール」については、自らの気持ちや作品から感じたことを表現する力を身に付けるとともに、読書活動を推進する機会として継続する必要がある。移動図書は、小・中学校を対象に図書館の蔵書を校内で貸出・返却できるようにしている。また、北海道立図書館から本を借り、きららクラブや中学校にも配置し有効活用されている。月形町立図書館としても町内行事等の会場で移動図書を実施し蔵書の貸出を行っており、今後とも読書機会の拡充に取り組むことが大切である。(5) 地域の教育活動支援について 地域ボランティアによる部活動支援や小学校への読み聞かせなど、学校を支援する地域住民の力が教育活動の大きな役割を担っている。今後も協力の呼びかけを継続していきたい。また、子ども会活動については、子ども会員を中心にその保護者や地域住民が積極的にかかわりを持ち、世

代間の交流の場となるよう、働きかける必要がある。(6) 施設の活用について 月形町図書館は、可能な限り利用者からの図書のリクエストにも応え、図書の充実を図っているが、利用者数、貸出数が年々減少傾向にある。ニーズに応じた選書や閲覧スペースの工夫など、誰もが利用しやすい図書館を目指していく。日曜開館は、昨年に引き続き実施したことで徐々に町民に浸透してきており、利用者数は多くないが一定の効果があった。今後とも充実した読書環境として地域住民の利用、子どもたちの放課後の居場所や休日の学びの場、地域コミュニティの場として役割を果たす必要がある。総合体育館の利用は、各種スポーツ団体や学校部活動が大部分を占めている。子どもたちの休日及び長期休業期間中は、余暇活動やコミュニティの場としての利用も多いことから、安全及びマナーに関する注意喚起、中・高生の非行防止や不審者対策等、施設管理の受託業者の協力を得ながら教育委員会の巡回も含め管理、運営を進めていく。平成25年度に整備したトレーニング室は、年間で約2,800人と多くの町民に利用されている。町民の健康と体力づくりに効果が発揮されるよう、適正な維持管理とともに、ソフト事業の充実に努める。温水プールについては、学校等の定期利用以外に一般利用者を増やすために無料開放日を設けるなどの対策を講じているが、利用者数が減少しているのが現状である。開館期間や利用時間の見直しを含め、利用者増につながる対応策を検討する必要がある。円山総合運動公園は、草刈り等の必要最低限の維持・管理で運営している。施設全体の老朽化が進み運動施設としての機能が低下し、行政区対抗ソフトボール大会での利用がメインとなっている。今後は施設の利用休止を検討する。

以上、報告といたします。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。
- 議長 堀 広一 我妻 耕君
- 議員 我妻 耕 今、教育長からの報告で、たくさんの取り組みをされていて、青少年はもとより成人まで教育委員会が関わっていることが分かりました。一部分、気が付いたところをお聞きしたいのですが、7ページから8ページ、(2) 学力の向上について読ませていただき、26年度全国学力・学習状況調査では、小学校・中学校の国語・算数・数学の全道・全国平均と本町との違いについて数字を使って明確に表していて、8ページにずっと流れていき、「全道・全国平均を大きく上回っている。」の次ですが、「26年度の結果についてはおしなべて良好であるが、基礎・基本・応用それぞれについて各学校では課題を押さえ、改善に努めている。」と書かれています。何が課題なのか。何をどのように改善しようとしているのかということを知りたいという気になりました。その後、学習状況調査のところで、「小学校では1日あたり1時

間以上勉強する児童の割合が全道・全国平均に比べ低かったり、中学校では自分の考えを説明したり、文章に書いたりすることが難しいと思っている生徒の割合が全道・全国平均より高く表れている。」ということで、この%が書かれていないので知りたい。何をもってどのくらい低いのか。どのくらい高いのかということを感じました。ここまで読んでみると、前に戻って、月形町が学力に関してとても頑張っていて正答率が高いということが分かって、それではどんなことをしていたのか前に戻って読んでみたところ、「指導方法・体制を工夫・改善し、」とか「意図的・計画的な働きかけを明確にしている。」と書かれていますが、これも具体的にどんなことをやられているのか書かれていないので、知りたいと思ったので、ここはそんな感じて読ませてもらいました。全体について返事をいただくことは大変であると思いますが、もう少し、具体的に報告していただければと思い、質問させていただきました。数字として1点だけ教えていただきたいのが、1日あたり1時間以上勉強する児童の割合と自分の考えを説明することや文章に書いたりすることが難しいと思っている中学生の割合について、数字を教えていただきたいと思います。

○ 議長 堀 広一 教育長

○ 教育長 松山 徹 お答えできるところを述べさせていただきたいと思いますが、一つは、この結果は26年度の月形小学校・つきがた中学校の学校だよりも掲載した中身の重複になるかと思えます。学校を中心に全戸配布で公表させていただいております。最後に言われた児童が家で1日あたり1時間以上勉強する割合については、月形小学校では約3割で、全道平均34.1%、全国平均36.2%ということで、学校だよりも掲載されております。もう一つ、課題について専門的には先生方が分析しているのですが、その学校だよりも載っていた課題ということで、小学校の国語Aですと主に基礎・基本ですが、「話す・聞く」「書く」「読む」「言語事項」すべての領域で概ね定着しているが、国語辞典を使って、言葉の意味と使い方を理解することに課題がみられるということでした。そのようなことが各教科色々な中で、算数も課題として上げられるのかなと思っています。それと、指導の工夫ということで、どのような工夫をしているのかということですが、私ども小・中学校でやっていることは、1単位時間と言いますが、小学校45分、中学校50分が1単位授業時間と考えるのですが、単位時間では1時間の授業を組むときには、導入・展開・まとめということで、通常は三つに分けて先生方が授業を組むのですが、展開に少し厚みを持たせる、グループ学習を入れるなどの工夫をしております。又は、導入に少し時間を掛けて興味・関心を高めるものを用意するなど、幅広く言いますと、単元レベル指導計画レベルということで、一つの教材の扱う時間として単元レベルの中でも時間の検討を付ける、途中で基礎・基本の定着を

図るなどの工夫であると思います。

○ 議長 堀 広一 我妻 耕君

○ 議員 我妻 耕 そうすると、中学生が自分の考えを説明したり文章に書いたりすることが難しいと思っている割合は数字的に出ていないということですか。

○ 議長 堀 広一 教育長

○ 教育長 松山 徹 中学校の自分の考えを説明したり、文章に書いたりすることは難しいと思っている生徒の割合は月形町約7割で、全道平均64.2%、全国平均67.2%となっております。

○ 議長 堀 広一 我妻 耕君

○ 議員 我妻 耕 了解しました。次回、今後の課題や改善についても書いていただければと思いますので、宜しくお願いします。

○ 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 何点かあるのですが、最初に教育行政事務の管理及び執行状況点検及び評価に関する報告書についてですが、去年、一昨年と発言させていただいていますが、学校教育については、現状についてはそれなりに書かれていますが、課題と展開については、読んでいて分かりにくいというか部分的には書かれているものもありますが、全体を通してそこが非常に薄くて具体性に欠けていると感じます。「点検及び評価」をしているわけですから、現状の説明だけでなくどこに課題があるか、そして、今後どのようにやっていくかという評価もきちんと明記していただきたい。社会教育については、そこがきちんと書かれているので、学校教育については、より一層そのように努めていただきたい。もう3年目に繰り返して言いますけれども、そのようにお願いしたいと思います。その上で、質問させていただきたいのですが、8ページ、(5)信頼される学校づくりについて 学校評価にかかわっては、毎年学校だよりを広報と一緒に配布することによって、町民にも周知されていることは見ているのですが、以前に比べると評価の数値が下がっているように感じているのですが、そこを教育委員会としてはどのように評価しているのか、お伺いします。

○ 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。 (午後 2時35分休憩)

○ 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時36分再開)

- 議長 堀 広一 教育長
- 教育長 松山 徹 1点目の学校教育について課題と展開が具体性に欠けるということですが、社会教育と違って子どもたちの姿に反映されるということで、子どもたちが落ち着いた学校生活、学力向上など子どもたちの成長や自己犠牲の姿など子どもたちの生活部分が課題ということ、このような書き方になったということです。毎年繰り返していかないと学力向上に効果がないということ、このようなかたちになっております。2点目の学校評価についてですが、子どもが重きをおいていることは、学校が開かれているということで、月形小学校・月形中学校の保護者アンケートを行っております。小学校では、「開かれた学校・通わせたくなる学校」という項目で、「大変そう思う。」「そう思う。」が平成26年度は98%、平成25年度は91%、平成24年度87%という数値があがっております。また、中学校では、評価の観点として「学校での取組の様子がよくわかる。」という項目を設けていますが、「大変そう思う。」「そう思う。」が平成26年度は96%、平成25年度は3点満点の2.3点、平成24年度は3点満点の2.19点、また、中学校では、「学校は相談しやすく訪問しやすい。」という項目は、「大変そう思う。」「そう思う。」が平成26年度は93%、平成25年度は3点満点の2.22点、平成24年度は3点満点の2.19点という評価でみています。また、保護者懇談会を通して保護者とお話しすることもしております。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今のことですが、特徴的な開かれているかどうかという項目だけで98%が「大変そう思う。」「そう思う。」と表現の仕方が分からないですが、アンケートの取り方にもよりますから、それだけがすべてではないと思いますけれども、数値の表し方が評価の表現と違うのかなと感じています。教育長は、「学校が開かれているか。」に重きをおいているということですが、その点は、学校行事があっても保護者の参観が以前より減っている事実もあります。アンケートだけに頼らず様々なところからぜひ学校評価をしっかりとやっていただきたいと感じます。学校評価については、今後もきちんと取り組んでいきたいし、もっと保護者により身近なところでアンケートだけにとらわれないで、評価につなげてほしいと思います。次に、9ページ、月形高校の存続についての項目ですが、実は最初の教育行政報告の日数をカウントしてみました。月形高校生徒募集活動について、26年は13日間教育長が出向いています。25年も13日間、24年も10日間出向いているということですが、ここに書かれているのは、いわゆる一般論、普通に言われていることであると思うのですが、実際、26年に13日間色々な中学校に出向いて募集活動をされていたわけですが、それに対してどういう結果だったのか。何人入学したと

いうことではなく、どういう印象を持った。どのような状況になっている。26年度の取り組みに対する評価が書かれていてもいいと思います。そこで、実際に教育長は出向いているので、そこで受けた印象、今後の展開にとって非常に重要なので、生の声をお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長 堀 広一 教育長

○ 教育長 松山 徹 各中学校を廻ってということで、やっている中身については以前も説明したと思います。まず、月形高校と一緒に実際の教育目標や生徒指導の方針が書かれた学校紹介と案内のパンフレット、月形高校の実績を載せている資料、学校紹介の案内や資料を作成し、それらの資料を持って各中学校を6月から7月にかけて廻っております。各中学校では校長・教頭・進路担当の先生に会わせていただき、最初に月形町の月形高校への支援内容と月形高校の実績を説明させていただき、その後、話し合いということで当該中学3年生の様子ということで、進路動向、学力の状況を聞かせていただいています。また、今年の3年生の当該中学校の中では、今の段階で第1志望、第2志望、第3志望をどこにしているのかというお話もさせていただき、そこが月形高校の魅力を売り込んでいく一つのアプローチかなと思います。その中で月形高校の特性と併せて実際に子どもたちにもそのような声があるのですが、「月形高校は学習進路がゆったりしていて、丁寧に教えてくれるという声を聞いているので、僕は月形高校に行きたい。」と岩見沢市内の中学生に言われたお話し等を引き合いに出して、中学3年生が月形高校に目を向けてくれるよう、札幌や岩見沢などに強豪校がたくさんありますので、月形高校の魅力をアピールして強調してお話しさせていただいております。ですから、その年度によって子どもたちの進路先が動くのですが、少し多く廻ることで最近感じていることは、あるところの中学校は去年多くの生徒が月形高校に通っていたけれど、今年はお願する生徒少なかった。また、違うところの学校が多かったなど温度差はあるけれど、どこかの学校で月形高校を気にかけて出願している生徒がいる状況があるということで、多くの学校を廻ることで今まで月形高校に来たことのない中学生が入学しているので、ありがたいと思っているところはあります。印象としては、6月から7月一学期の段階ですから、進路決定が12月の三者懇談後ですから、その時の印象としては、悪くないですが、9月から11月になって私どもは電話で確認していますが、そこでも印象付けてということで、「子どもたちに説明会されましたか。」「今度、保護者が集まる説明会では月形高校も強力にプッシュしてください。」というアピールはやっています。一学期の印象としては、そんなに悪くないし、生徒に対して手厚くしてくれるなど、これは地域の効果が保護者に広がっているということで、印象は悪くないと思っております。

- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 教育長から具体的なお話を聞かせていただきました。今のお話しですと取り組みの仕方としては、広くできるだけ多くの学校を廻ることにより、様々なニーズを拾えるということ。あるいはアピールのポイントが特に支援のところである。ゆっくりした丁寧な教育であったというのなら、ぜひ、ここの評価に年度により印象が変わっている。方向性もそれなりに違っているのであれば、年度ごとここに記録に残すことで情報がヒールバックされて、次の展開につながるのではないかと。今、教育長が報告されたことは、月形町高校教育振興協議会等で報告などされているのでしょうか。もしも、そういうところで活用されているのであれば、それと併せて私たち議会でもどんな取り組みがあってこれからどういう方向に行くべきか、ということが常に一体になって考えていくものですから、できるだけこの評価の報告書に今言われたことを載せていただきたいと思いますのですが、いかがですか。
- 議長 堀 広一 教育長
- 教育長 松山 徹 月形町高校教育振興協議会には報告しております。報告書への記載は検討させていただきたいと思います。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 検討していただけるということで、議会も一体ということも考えていただきたいと思います。次に、教育行政報告の日程で、教育委員会開催日数ですが、平成26年に10回開催されていきました。過去にさかのぼると平成25年は6回開催、平成24年は4回開催だったのですが、平成26年度に10回開催されていますが、どんな内容の協議で、これが普通に恒常的にこれからはこういうかたちでやっていくのか。一昨年4回、去年6回、平成26年10回ということで、変化が激しいので協議の中身について伺います。
- 議長 堀 広一 教育次長
- 教育次長 対馬 照巳 ただ今の教育委員会の内容ですが、各委員の委嘱、各学校の要項等の変更など。また、定例的に毎月開催することは行っておりません。その時期に応じて必要な時期に的確に開催する方針です。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今の説明ですと、特段、議案があったわけではなく、推進委員の委嘱があったとすると、10回はたまたま今年多かっただけで、今後はそれほどなくて、基本的ベースの4回程度が標準であるということですか。10回も開催されるということは、それだけ様々な議論がされていて、好ましく思って、教育委員会も他の議会などで見ると教育委員会を相手にした一般質問があると、教育委員会を開催して、教育委員と内容について検討した上で教



育長が答えるような議会の展開もされている所もありますので、そういうこともされるのかなと思ったのですが、今の説明ですとたまたま委嘱が多かったということで、今後の展開としてはいかがなのか。

- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。 (午後 2時51分休憩)
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
(午後 2時53分再開)
  
- 議長 堀 広一 教育次長
- 教育次長 対馬 照巳 お答え申し上げます。回数については、各議案に基づき行っております。先ほどの任命のみでなく、各事業の報告、議会報告、議会に対する案件、予算審議など諸会議等の回数も増やしながら、なるべく貴重な時間を色々な討議にむけて行きたいと思っています。回数についても、定期的なものに近づけるよう努力して行きたいと思っています。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。
  
- 議長 堀 広一 大釜 登君
- 議員 大釜 登 最近は災害が多いので防災訓練についても教育委員会が取り組んで学校でやっているのか。もし、やっているのであれば、状況だけお聞かせください。
- 議長 堀 広一 教育長
- 教育長 松山 徹 防災については、年2回、月形の場合は、地震、火災等を想定した災害訓練を岩見沢地区消防事務組合月形支署の支署長をはじめ何人かの消防職員に来ていただき、春と秋の防災期間に取り組んで、小学校・中学校共に取り組んでおります。津波は想定していませんが、もし、要望があればということです。
- 議長 堀 広一 大釜 登君
- 議員 大釜 登 火災と地震ということで、近年は大雨で土砂災害や川の増水等で危険なことも頭に入れて子どもたちに教えていかなければならない。行政区ではそういうかたちで取り組んでいますが、学校でも取り組んでいかなければならないと思いますので、今後検討していただきたいと思います。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

○ 議長 堀 広一 以上で報告第8号は、報告済みといたします。

◎ 日程23番 認定第1号 平成26年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について、日程24番 認定第2号 平成26年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程25番 認定第3号 平成26年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程26番 認定第4号 平成26年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程27番 認定第5号 平成26年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程28番 認定第6号 平成26年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定について

○ 議長 堀 広一 日程23番 認定第1号 平成26年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について、日程24番 認定第2号 平成26年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程25番 認定第3号 平成26年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程26番 認定第4号 平成26年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程27番 認定第5号 平成26年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程28番 認定第6号 平成26年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 堀 広一 副町長

○ 副町長 三浦 淳 認定第1号 平成26年度月形町一般会計歳入歳出決算認定から認定第6号 平成26年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定について、までの6つの会計につきましては、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、去る7月22日から28日までの期間、町監査委員においてそれぞれ会計決算について審査をいただいたところでございます。よって地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員意見書を付けて議会の認定に付するものでございます。

それ以外の添付書類として歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書、歳入歳出決算に関する説明書、財産に関する調書を付して決算に提案させていただきますので、ご審議の上、認定賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○ 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりました。お諮りいたします。認定第1号ないし認定第6号の各案件については、議長と議会選出の監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、審査することにし

たいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって認定第1号ないし認定第6号の各案件については、議長と議会選出の監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、審査することに決しました。
  
- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。 （午後 2時59分休憩）
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
（午後 3時30分再開）
  
- 議長 堀 広一 この際報告いたします。決算特別委員会の委員長に楠順一君、副委員長に笹木英二君が互選されましたので報告いたします。
  
- 議長 堀 広一 以上で本日の日程は全て終了いたします。  
なお、明日は、午前10時から会議を再開いたします。  
（午後 3時31分散会）